

1号認定新規申請手続きのご案内（認定こども園）



猪名川町生活部こども課 子育て支援担当

〒666-0292 猪名川町上野字北畑 11-1

TEL : 072-767-7477

1. 申請が必要な方

令和8年度に満3歳児～5歳児として、認定こども園（教育時間）に通園することが内定した方は、入園に先立ち認定の申請をする必要があります。

認定こども園の保育認定（2号認定）を希望する方は、一部手続き・必要書類等が異なります。

1号認定（認定こども園（教育標準時間））と2号認定（保育所・認定こども園（保育標準時間・保育短時間））の併用申請はできません。

また、預かり保育事業等を利用する場合は申請を行い、保育の必要性が認められた場合のみ、新2号認定として、利用料の一部が補助されます。新2号認定の申請は、別途手続きが必要になります。
詳細は、「子育てのための施設等利用給付認定のご案内（新2・3号認定用）」をご確認ください。

2. 1号認定とは

満3歳以上のこどもで、教育時間の利用を認定するものです。

●保育を必要としない教育時間のみの利用の方や、教育時間終了後に園の預かり保育事業を利用して就労する方が1号認定となります。

（教育時間：基本利用時間 平日9時頃～14時頃 ※園によって設定時間は異なります。）

（休園日：土曜日・日曜日・祝日、長期休園期間（夏休み期間等））

3. 入園と認定申請の手続きの流れ

入園を希望する認定こども園に直接入園願書を提出し、入園の内定を受けてから、園を通じて1号認定の申請をします。（子どものための教育・保育給付認定申請書の提出）

申請後、町が支給認定の決定を行い、保護者に通知します。

令和8年度4月・5月入園の申込受付

令和7年10月1日（水）（提出先：町内私立認定こども園）

※他市町施設は各園に確認

希望する園に直接入園
を申し込み、内定を受け
ます。

園を通じて町に申請しま
す。

認定を決定し、通知しま
す。

4. 申請書類

下記の書類をそろえて提出してください。

兄弟姉妹がいる場合は（１）申請書はこどもの人数分提出してください。その他の書類はこども課で複写利用します。

(1) 子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育所等入所申請書（台帳）

- 住所、氏名欄は、住民登録の内容と相違ないように記入してください。
（必ず郵便が届くように部屋番号等まで正しく記入してください。）
- 年齢欄には、令和8年4月1日現在の満年齢を記入してください。
- 入園するこどもおよび保護者双方の個人番号（マイナンバー）を記入してください。
- 世帯の状況欄は、同居者全員について記入してください。（家計を同一とする単身赴任の方がいる場合や世帯の異なる祖父母等が同居している場合も記入してください。）
- 続柄欄には入園するこどもからみた続柄を記入してください。
- 書類が不備の場合は、受付できないことがあります。記入もれ等ないようにご注意ください。

(2) 所得を証明する書類：令和7年度（令和6年分）所得課税証明書

※利用料は無償となりますが、副食費徴収免除の対象者判定のため、提出が必要になります。

※令和7年1月1日時点で保護者双方が猪名川町にお住まいの方は不要です。

※令和7年1月2日以降に転入してこられた方は、令和7年1月1日時点でお住まいの市区町村で証明書を取得してください。

- 非課税の場合でも所得課税証明書を提出してください。（所得等の記載が必要）

※夫婦のいずれかが片方の配偶者控除を受けている場合は、扶養している方の課税証明書のみ提出してください。

- 猪名川町へ転入する際に、町こども課に、児童手当等の手続きで課税証明書を提出している場合は、こども課で課税証明書を複写利用することもできますので、窓口にお申し出ください。

(3) 特別認定世帯（ひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯）の確認書類

＜ひとり親家庭の人＞

母子家庭等医療費助成制度、児童扶養手当のうち、いずれも受けていない場合は、戸籍謄本および資格確認書などの保険資格が確認できるものを提出してください。

＜在宅障害児（者）のいる家庭の人＞

下記のうちいずれかを提出してください。

・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・障害基礎年金の受給がわかるもの

※特別児童扶養手当を受給している場合は、こども課で確認しますのでお申し出ください。

(4) 生活保護世帯の確認書類

生活保護を受給していることがわかる書類を提出してください。（生活保護決定通知書または生活保護受給証明書）

【ご注意ください】

- ・所得が**未申告**の方は、税額の確認ができませんので、所得の申告を行ってください。
- ・保護者双方に所得がある場合は、それぞれの方の書類が必要です。
- ・単身赴任の方がいる場合も書類の提出が必要です。
- ・提出された書類はお返しできませんので、控えが必要な場合はあらかじめコピーを取るなどしてください。（受付窓口ではコピーできません。）
- ・こどもの父及び母に生計を維持するための収入がないと判断した時は、こどもの祖父母等の税額を証明する書類の提出を求める場合があります。（こどもの祖父母等の所得を算定対象とすることがあります。）
- ・申込みに虚偽の記入または申告があった場合は、支給認定が取り消されることがあります。

5. 申込内容に変更が生じた場合

世帯状況に次のような変更があった場合は、必ずこども課にお申し出ください。

- こども・保護者の氏名、住所
- 世帯員の構成（結婚、離婚、祖父母等の同居）

6. 入園後の支給認定の変更について

認定こども園の入園後に、就職・転職や育休復帰などにより就労状況に変更がある場合や保育が必要となった場合は、1号認定（教育時間）から2号認定（保育時間）へ変更することができます。

- 再度申請が必要となり、月単位の変更となります。変更希望月の前月10日までに支給認定等変更申請書及び必要書類をこども課または各施設までご提出ください。届出の期日に間に合わなかった場合は、翌月からの変更ができませんのでご注意ください。
- 2号認定の保育の必要性の審査及び保育の必要度による利用調整、園の利用定員に対する利用調整、園の所在地の市町村（他市の園の場合）の利用調整等により支給認定を変更できない場合があります。

7. 年度途中の転出について

認定こども園の在園中に猪名川町外へ転出し、園を継続利用する場合は、新たな居住市町から支給認定（1号認定）を受ける必要があります。

8. 幼児教育・保育無償化について

3歳児から5歳児までの幼稚園、保育所、認定こども園等を利用するこどもの利用料が無償となります。ただし、通園送迎費、行事費などは、保護者の負担となり、各施設が徴収します。金額等は、各施設にお問い合わせください。

※無償化の対象期間は、満3歳児になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間となります。

※幼児教育・保育無償化の詳細については、町ホームページをご確認ください。

※猪名川町では、町内に居住する3歳児から5歳児の幼稚園・保育所・認定こども園（他市町の利用を含む）に通うこどもたちの給食費（主食費・副食費を含む完全給食）の完全無償化を実施しております。

9. 申請時のチェック

【申請・申込書類】（町のホームページからもダウンロード可能）

- ☐ 子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育所等入所申請書（台帳）

※こども 1 人につき 1 枚提出が必要（マイナンバーの記入漏れ等注意）

※祖父母等と同居している場合、世帯が異なる場合も必ずご記入ください。

- ☐ 令和 7 年度（令和 6 年分）所得課税証明書

※令和 7 年 1 月 2 日以降に転入して来られた方は、令和 7 年 1 月 1 日時点でお住まいの市区町村で証明書を取得してください。1 月 1 日時点で本町にお住まいの場合は不要です。

- ☐ 特別認定世帯の確認書類

<ひとり親家庭の人>

母子家庭等医療費助成制度、児童扶養手当のうち、いずれも受けていない場合は、戸籍謄本および資格確認書などの保険資格が確認できるものを提出してください。

<在宅障害児（者）のいる家庭の人>

下記のうちいずれかを提出してください。

・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・障害基礎年金の受給がわかるもの

※特別児童扶養手当を受給している場合は、こども課で確認しますのでお申し出ください。

- ☐ その他書類

①生活保護受給中の方は、生活保護受給証明書を提出。

②猪名川町に転入前に申請を行う方は、不動産売買契約書等の写しを提出。

【申請時の持ち物】

- ☐ 申請者のマイナンバーカード等のマイナンバーがわかるもの

- ☐ 運転免許証等の申請者のご本人であることが確認できるもの

※この冊子に記載している制度等は、令和 7 年 8 月作成時点のものです。

